

高齢者在宅福祉サービス

高齢者が日常生活で支援が必要になった場合でも、安心して生活し続けられるよう支援を行っています。ぜひご利用ください。③⑤⑩⑫は、入院や入所している人でも利用できます。

※申請方法は事前に問い合わせてください。

【申】【問】 高齢福祉課（本庁2階） ☎ 22-0526

04 要介護高齢者等介護慰労金

内容 介護保険サービスを全く利用せずに、要介護4又は5の人を在宅で介護している家族に慰労金を支給

対象 65歳以上の要介護4又は5の認定を受けている人を在宅で介護している市民税非課税世帯の人
※基準日（7月31日）以前の1年間に介護保険サービスを利用した場合は除く

金額 10万円/年

申請期間 8月1日（火）～18日（金）

05 高齢者補聴器購入費助成

要 事前申請

内容 補聴器の購入にかかった費用の一部を助成

対象 次の全ての要件を満たす65歳以上の人
①世帯全員が市民税非課税で市税を滞納していない
②聴覚障がいによる障害者手帳の交付を受けない中等度難聴者

助成額 補聴器の購入費用の1/2（上限2万円）
ただし、20万円を超える場合は2万5千円
※1人1回1台限り

06 はいかい高齢者家族支援サービス

内容 位置情報端末機（GPS）を貸出し、行方不明時に位置検索・現場急行サービスが利用可能

対象 65歳以上のはいかい行動が見られる高齢者を介護している家族

費用 基本料金（月額1,320円）+現場急行料金・バッテリー交換料など

01 高齢者日常生活用具の給付



内容 シルバーカー購入費の一部を助成

対象 75歳以上で、歩行の際につえなどを常時必要とし、介護保険サービスで歩行器をレンタルしていない人

助成額 5,000円

要 事前申請

02 高齢者の見守り（愛の定期便）

内容 乳酸飲料を1週間に2回（各1本）手渡しで配達し、安否を確認

対象 75歳以上の安否確認が必要なひとり暮らし高齢者で、家に閉じこもりがちな人

03 SOS ネットワーク

内容 高齢者の情報を登録し、行方不明になった場合に速やかな発見・保護につなげる。また、持ち物に貼る「おかえりマーク」を交付

対象 認知症などで行方不明になるおそれのある人

地域包括支援センター えがお

☎ 45-6882

🏠 二木成 1669-1

担当地区

大田・
嘉田生崎地区

地域包括支援センター まごころ

明野地区

☎ 52-8552

🏠 新井新田 41-2

関城地区

☎ 49-9888

🏠 藤ヶ谷 733-4

協和地区

☎ 57-3668

🏠 久地楽 237-7

いつまでも健康！ シルバーリハビリ体操教室

「ちくせいムービーちゃんねる」で公開しています。ぜひお子さんやお孫さんと挑戦してみてください。



10 緊急通報等サービス

内容 災害、急病、事故などの緊急事態で使用する緊急通報装置を貸与。健康相談(24時間受付)も可能で、伺い電話により安否を確認

対象 ①病弱などの理由で装置を必要とする75歳以上のひとり暮らし高齢者
②要支援・要介護の認定を受けている65歳以上のひとり暮らし高齢者
③65歳以上の介護認定を受けている高齢者世帯で、いずれか1人が要介護4又は5の認定を受けている人

費用 月額300円

11 いばらきシニアカード

内容 協賛店でお得なサービスを受けられる「いばらきシニアカード」を配付

対象 65歳以上の人

12 介護マークの交付



内容 介護する人が周囲に介護中であることを知らせる「介護マーク」を配付

対象 認知症高齢者や障がい者などを介護する人

13 ごみの戸別収集

内容 家庭系ごみを戸別に収集し、生活環境の整備を支援するとともに、安否を確認

対象 利用には条件があります。条件の詳細内容は環境課へ問い合わせてください

【申】【問】環境課(本庁2階) ☎24-2130

07 救急医療情報キット

内容 持病などの医療情報や緊急連絡先などを専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫で保管し、緊急時に備える

対象 ①65歳以上のひとり暮らし高齢者
②65歳以上の高齢者のみの世帯で病弱などの理由により配付を希望する人
③障がい、病弱などで配付を希望する人

08 高齢者配食サービス

内容 栄養バランスのよい食事の提供と安否確認

対象 次の全ての要件を満たす高齢者のみの世帯
①65歳以上又は要支援・要介護の認定を受けている
②心身の障がいや傷病などにより調理と買物が困難
③見守りが必要

回数 1日1食(昼食又は夕食)

※月～土曜日のうち週3日まで

助成額 1食300円



09 紙おむつの支給(現物支給)

内容 1回(偶数月)に2か月分の紙おむつを支給する(1か月あたりテープ型30枚を基準)

対象 65歳以上の市民税非課税の高齢者のうち、次の①又は②に該当する人

①要介護4又は5の認定を受けている人

②要介護3の認定を受けており、排尿排泄に介助又は見守りが必要な人

品目 テープ型、平型、パンツ型、パッド型から1種類

高齢者の身近な相談窓口



「地域包括支援センター」では、いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、介護・福祉・医療などの面から総合的に支援しています。

困ったことがあれば相談してください。

※秘密厳守

地域包括支援センター

なかだて

☎38-0680

🏠八丁台457

担当地区

下館・竹島・養蚕・
中(中館・八丁台)地区

地域包括支援センター

しらとり

☎45-7616

🏠上平塚743-5

担当地区

伊讚・川島・五所・中
(中館・八丁台除く)・
河間地区